

**改正**

平成16年4月1日

平成17年4月1日

平成20年4月1日

平成29年3月22日改正第66号

令和2年10月14日改正第84号

令和2年12月24日改正第141号

令和5年3月8日改正第93号

東北学院大学FD推進委員会規程

(設置)

**第1条** 東北学院大学点検・評価に関する規程第10条に基づき、東北学院大学点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）の下に、東北学院大学FD推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的及び定義)

**第2条** 委員会は、東北学院大学（以下「本学」という。）における各学部、教養教育センター、各研究科及び各教員の教育活動の質向上を支援し、かつ、新任教員を対象とする本学の3つのポリシー（「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」）に関する研修の企画及び実施に当たることにより、教育方法の改善を図ることを目的とする。

2 この規程において、「ファカルティ・ディベロップメント（FD）」（以下「FD」という。）とは、前項の目的に従い本学の教育職員を対象とした教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の諸活動をいう。

3 前項に定めるFDの企画及び実施に際しては、東北学院大学の基本方針に掲げる教員組織の編成方針及び教育活動の基本方針に従い、本学教員の人材を育成し、その能力向上に資することを主眼としなければならない。

(審議、検討事項等)

**第3条** 委員会は、前条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議及び検討し、その実施に当たる。

- (1) 各学部、教養教育センター及び各研究科におけるFDへの取組状況に関する報告を聴取し、FDの推進に向けて必要な改善の指針を提示すること。
  - (2) FDに関する学内外の情報を収集し、その分析によって得られた知見を、各学部、各研究科及び各教員に提供して、FDの推進を促すこと。
  - (3) FDに関する講演会、研修会等を企画及び実施すること。
  - (4) その他FDに関すること。
- 2 委員会は、学内の関係各部局に対し、前項に掲げる事項の審議に必要な資料の提出を求めることができる。
  - 3 委員会は、毎年度その活動の状況を点検・評価委員会に報告するものとする。

(組織)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（学務担当）及び副学長（点検・評価担当）
  - (2) 各学部及び教養教育センターから1名ずつ選出された教員
  - (3) 各研究科から1名ずつ選出された教員
  - (4) 高等教育開発室長及び高等教育開発室副室長
  - (5) 教育総合研究所長
  - (6) 学務部長
  - (7) その他委員長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、副学長（学務担当）をもって充てる。
  - 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に陪席させることができる。
  - 4 委員会は、必要に応じて、小委員会又は作業部会を設けることができる。

(委員の任期)

**第5条** 第4条第1項第2号及び第3号に掲げる委員（以下「選出委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、選出委員が任期途中で欠けた場合に新しく選出される後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集及び議事)

**第6条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長により指名された委員が委員長の職務を代行する。

- 2 委員長は、委員総数の3分の1以上に当たる委員から要請を受けた場合は、速やかに委員会を開

催しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の審議事項は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

**第7条** 委員会の事務は、学務部学修支援課において処理する。

(改廃)

**第8条** この規程の改廃は、点検・評価委員会の発議に基づき、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

1 本規程は、平成15(2003)年12月22日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、平成15(2003)年度に選出された委員の任期は、平成18(2006)年3月末日とする。

附 則 (平成16年4月1日)

本規程は、平成16(2004)年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

本規程は、平成17(2005)年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

本規程は、平成20(2008)年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日改正第66号)

この規程は、平成29(2017)年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月14日改正第84号)

この規程は、2020年10月14日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年12月24日改正第141号)

この規程は、2020年12月24日から施行する。

附 則 (令和5年3月8日改正第93号)

この規程は、2023年4月1日から施行する。